

令和7年3月6日付けで提出されました「2025年 春闘要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
<p>1.労使交渉について 勤務労働条件に係る変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上で実施すること。</p>	<p>地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な労使交渉を行っていく。</p>
<p>2.任用について (1)次年度の採用について任用条件等に変更がある場合は、本人に事前に十分な説明を行い希望に沿った配置にすること。 (2)年度途中での異動や職務内容に変更が生じた場合にも、十分な説明をし、研修を行うこと。 (3)任用条件通知書は4月1日までに本人に渡すこと。また、本人が求める場合、十分な説明を行うこと。</p>	<p>会計年度任用職員の職については年度ごとに新たな職として設定し、地方公務員法で定める平等取扱いや成績主義の原則を踏まえ、都度選考し採用していく。 年度の途中で職務内容等に変更が生じた場合は、変更した任用条件通知書を改めて本人に通知するよう、所属長に周知していく。 任用条件通知書は、採用日までに採用予定者に交付し、説明することとしており、今後も、全庁への周知徹底を図っていく。</p>
<p>3.賃金について 基準外単価を設定している職について時給単価を引き上げること。</p>	<p>基準外単価が設定されている職については、職の特殊性、近隣団体や民間の状況等を総合的に考慮して決定していく。</p>
<p>4.労働条件の改善について (1)フルタイム会計年度任用職員の夏季休暇を正規職員と同じにすること。 また、夏季休暇取得期間については柔軟に対応すること。 (2)新規に採用した場合、年次有給休暇は採用月に付与すること。</p>	<p>規則どおりとする。 また、取得期間については、7月から9月までの間に夏季休暇を取得することが困難な職員に限り、6月から10月までの間に拡大する。 年次休暇の付与については、規則どおりとする。 なお、会計年度任用職員の勤務条件については、国の非常勤職員と均衡を図ることを基本とし、年次休暇は6箇月間継続勤務をした場合に付与するものとしている。</p>